

<p>令和5年度上大久保中学校だより</p> <h1>上中だより</h1> <p>第3号</p> <p>令和5年6月1日(木)発行</p>	<p style="text-align: center;"><b>学校教育目標</b></p> <p style="text-align: center;">「温かい学校 感動あふれる学校」</p> <p style="text-align: center;">さいたま市立上大久保中学校 〒338-0824 さいたま市桜区上大久保861-1 Tel.855-3901 <a href="http://kamiokubo-j@saitama-city.ed.jp">http://kamiokubo-j@saitama-city.ed.jp</a></p>
---	---

## 「こども基本法」をご存じですか？

～6月は「いじめ撲滅強化月間」です～

校長 たかく まさゆき 高久 正行

令和5年4月1日、こどもや若者が自分らしく成長できる社会を目指して、「こども家庭庁」が創設されました。この「こども家庭庁」が創設されるのと同時に、「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」は、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために作られた法律で、こども施策の基本法理念などを明確にし、国や都道府県、市町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくこととなります。

この「こども施策」は、以下の6つの基本理念をもとに行われることとなります。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

また、こどもの基本的な人権を国際的に保障するために定められ、日本を含めた世界196の国と地域が締結している「児童の権利に関する条約」があります。この条約には、以下の4つの大切な考え方があり、「こども基本法」を知る上でとても大切なものとなります。

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 差別の禁止（差別のないこと）

「児童の権利に関する条約」は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、日本は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、子どもたちの人権について考える契機となりましたが、「こども基本法」の施行によって、改めて社会全体で子どもたち一人ひとりを支えていくことの重要性について意識を高めていかねばならないという思いを強くしています。

さいたま市では、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」を制定（平成26年7月）するとともに、「さいたま市いじめ防止基本方針」を策定（平成26年8月）し、本校ホームページにも、「上大久保中学校いじめ防止基本方針」を掲載しています。「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、生徒一人ひとりが安心して、学校へ来ることが楽しいという思いをより一層もてるようにするために、6月の「いじめ撲滅強化月間」では、生徒自らが話し合い、「いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり」等の取組を行っていく予定です。

今月には、運動部の3年生にとっては最後となる「さいたま市中学校総合体育大会」が始まります。1学期の始業式の際に2・3年生に話しましたが、試合に出場するしないに関わらず、チームが気持ちを一つにして、頑張っている仲間を称え、多少のミスがあっても励ましてあげられる温かい雰囲気、そして「できたね！よかったね！」とみんなで感動を分かち合えることが、一人ひとりを大切にする姿勢につながっていくと思っています。

保護者並びに地域の皆様方には、今後とも地域全体で本校生徒の様子を温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。

※「こども基本法」については、「子ども家庭庁」のホームページからご覧いただくことができます。ぜひ一度ご覧になっていただければ幸いです。